

## 消費税の増税をめぐって

### —「税は悪、取られ損」なのか?—

宋 宇

#### 1. はじめに

租税とは何かが問われる際、世間では、一方的に取られるものとの認識が強い。しかし、もし租税は単に一方的に取られているものであれば、なぜ我々は租税を払わなければならないのかという問題がある。すぐに「義務だから」と答えたいだろうが、だとすれば、なぜそのような義務が発生し、強制的に徴収されるのであろうか。おそらく人々はあまり考えたことがないのであろう。実際に、日本社会ではこの租税への薄い認識が浸透し、これが今日の財政赤字を作り出した1つの大きな要因となっている。

確かに税を払うことは国民の義務である。これは租税根拠の義務説として説明されている。しかし、租税根拠には義務説だけではなく、もう1つの利益説がある。実は、我々は揺りかごから墓場まで公的部門、いわゆる国または地方公共団体から様々なサービスを受けている。例えば、出産一時金や埋葬料といった現金給付の受給、道路や下水道処理、ごみ処理、地域の図書館、義務教育などといった現物給付のサービスがある。これらの現金、現物サービスはあらゆる国民・住民に行き渡り、みんなの生活を保障している。つまり、租税は我々国民の負担ではあるが、我々も税から成り立っている公共サービスの恩恵を受けている。そして、各自が支払った税は国また地方公共団体の主な財源となり、同時に他者のためにその財源が使われている。まさに助け合いの手段といっても過言ではない仕組みである。

ところが、人々の中には、租税の存在自体を「悪」として捉えている。他方で、社会保障をはじめとする様々な公共サービスのニーズが高まる中、人々はその給付を必要とし、要求している。実際に日本の社会保障関係費は年々増加し、2017年の決算では、32.5兆円となり、一般会計歳出の3割超を示している。こうした負担と受益のアンバランスをどう考えればよいのか。負担を増や

して、受益に当てるのか。それとも受益を減らし、今までの負担で賄いつつ、足りない分はさらに公債を発行し続けるのか。

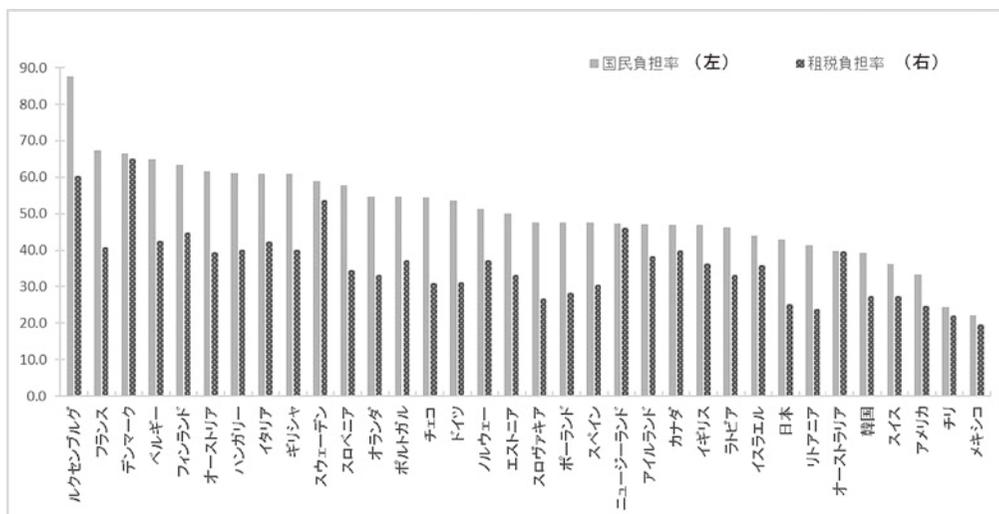
本稿は日本社会における租税への一般的に薄弱な認識を検討し、既に 2019 年 10 月に消費税率が 10%に引き上げられた中で、なおその是非が話題となっている消費税の増税問題を取り上げ、日本の租税構造と特徴を検証したい。最後に、なぜ税を払うのかという本質的な問いについて、改めて検討を加えたいと考える。

## 2. 国際比較下での日本の国民負担率

国民負担率とは、国税と地方税を合わせた租税負担の国民所得に対する比率である租税負担率と、年金や医療保険などの社会保障負担の国民所得に対する比率である社会保障負担率の合計を指す。図 1 は国民負担率の 2016 年の実績を国際比較で表している。それに対し、図 2 は日本の国民負担率を租税負担率と社会保障負担率に分け、その推移を示している。

図 1：国民負担率の国際比較（2016 年、OECD 加盟 34 カ国）

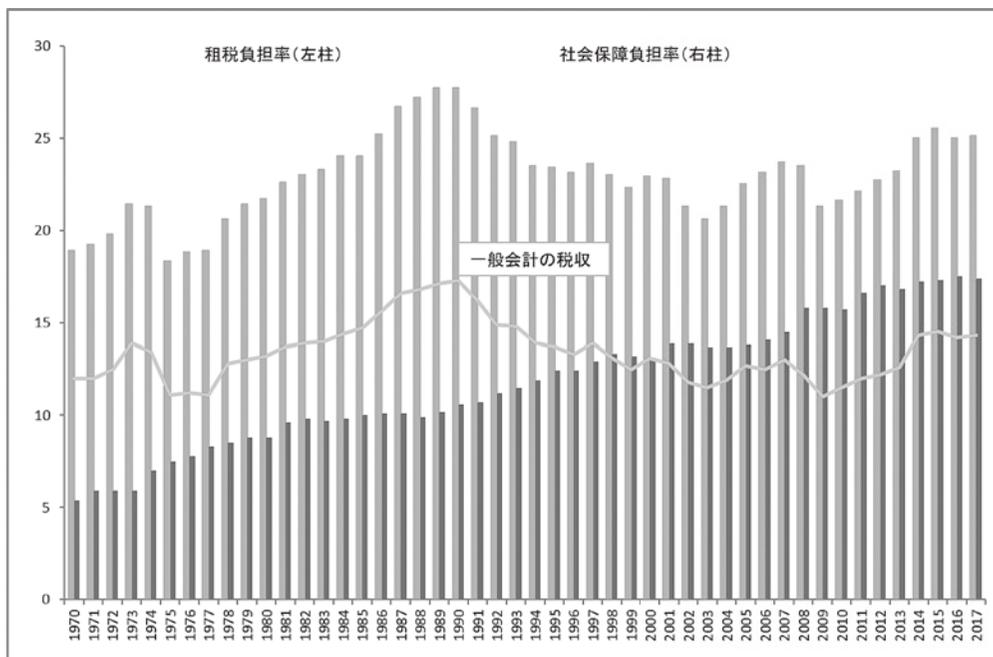
（単位：％）



（出所）National Accounts(OECD)；Revenues Statistics(OECD)；内閣府「国民経済計算」より作成。

図 2：日本の国民負担率の推移

(単位：%)



(出所) 平成 29 年版厚生労働白書、資料編より作成。

図 1 から、日本は租税負担率と社会保障負担率を合わせた国民負担率をみれば、OECD 加盟 34 カ国のうち、42.8%の 27 位となり、明らかに低い水準である。そして、25.1%の租税負担率は下から 5 番目に低い水準となり、同じアジアの韓国よりも低水準であることがわかる。言い換えれば、日本の税金が安いことになる。

こうした安い税金を年代の推移を通して、その変化がみられるのは図 2 である。図 2 から、日本の社会保障負担率は年々上昇しているのに対し、租税負担率は上下しており、近年では景気回復による上昇がみられる。とはいえ、OECD 諸国と比較する場合、日本の租税負担率の低さがすでに確認した通りである。そして、一般会計の税收と照らし合わせると、確かに 2010 年頃から税收増の傾向があり、それによる租税負担率も上昇している。しかし、1990 年代初頭から 2009 年まで下がり続けていた税收のほうが大きいことに留意されたい。この

「失われた 20 年」と呼ばれる時期はまさに日本社会の転換期と位置付けることができる。具体的には、高齢化の進展による医療、年金負担の増加、女性の社会進出による保育の必要性の増大、さらに核家族化の進行による介護の問題等々、日本社会は様々な構造上の問題を抱える時期でもある。つまり、税収が落ち込んでいるなかで、公共サービスのニーズが高まり、日本は深刻な財源不足になっている。その財源不足を補うために、日本は 1993 年から大幅な赤字国債を発行し、しかも発行金額が年々上昇していき、その関係で今日まで止まらない深刻な財政赤字問題に直面する事態に陥っている。

さらに、図 1 からいずれの OECD 諸国でも、国民負担率のうち租税負担率の割合が高くを占め、場合によっては租税負担率がほぼ国民負担率と同等になる国も存在する。これはほとんどの OECD 諸国が保険料より租税をもって国民負担を強化していることを意味する。しかし一方で、図 1 から日本も租税負担率のほうがかつて大きく、図 2 における租税負担率の変化と社会保障負担率の継続的な増加傾向を加味すると、日本は租税より保険料のほうがかつて好まれる傾向がある。直接的対応関係がある保険料の徴収には理解が得られやすいという理由から、日本は保険料で年金や医療の財源を賄おうとしてきた。とはいえ、現実には財源不足の状態にあるため、結局一部租税で賄われるが、残りの部分は国債を発行して補填されている。だからこそ、高齢化の進展による社会保障関係費の自然増に伴って、社会保障負担率が緩やかに上昇する傾向がみられる。

では、日本の租税負担が低いから、増税になったのだろうか。当然、それだけでは理由が十分ではない。むしろ税収がないのに対し、それ以上の支出が求められているので、このギャップをどうするかが問われている。増税は 1 つの選択肢であるが、もう 1 つは無駄をなくすという考え方がある。つまり、歳入（収入）を増やすか歳出（支出）を減らすか、もしくは両方ともやるかという 3 つの選択肢である。日本の場合、納税者の不信感は根深いものがあり、増税より無駄を先になくすということがこれまで共感を得やすい思潮であった。例えば、1980 年代の「増税なき財政再建」、2000 年代の「聖域なき歳出削減」<sup>1)</sup>のような歳出削減に特化した財政再建政策が選ばれ、最初から増税の選択肢は除かれた。

ここにもう 1 つ別の事実を確認しておきたい。日本は「小さな政府」である。

国や地方公共団体などの財政規模は OECD の調査対象国 29 ヶ国のなかで 6 番目に小さく、公務員が労働人口に占める割合は最下位という事実がある（井手 2018 : 159）。要するに、日本の公務員の数が少なく、政府規模も大きくないため、公務員の給与削減や政府規模の縮小といった手段では不十分であり、それらによって財源を得ること自体には限界がある。無駄をなくすための歳出削減政策としては、旧民主党の「事業仕分け」がまだ記憶に新しい。しかし、大騒動になった事業仕分けでは、結果的に 0.5% の無駄づかいしか削減できなかったという（井手 2018）。つまり、無駄をなくすことに頼って、前述した歳出歳入のギャップを埋めることは不可能である。

### 3. 選ばれた消費税の増税

#### 3.1 消費税が導入された経緯

1970 年代のドル・ショックとオイル・ショックを契機に、日本は戦後はじめてのゼロ成長に遭遇した。不況のなか、必然的に税収の落ち込みが生じるため、従来の税制上の政策対応が困難であることが次第に露呈されるようになった。そこで、所得税や法人税といった直接税ではなく、新税の導入、いわゆる消費税という景気の良し悪しに影響されにくい間接税が必要という認識が次第に高まった。当時はまだ構想中だったので、今日の消費税という名ではなく、「一般消費税」の仮称であった。しかし、一般消費税の導入には国民の合意が得られず、一回目の導入の試みは失敗に終わった。

1982 年に誕生した中曽根政権はアメリカのレーガノミックスの税制改革に影響され、再び消費税の導入に取り組んだ。そして、1986 年の政府税制調査会で消費税を導入させるために、税収中立性の原則が決定され、実際に、その後の竹下政権の下、増減税一体処理の税制改革パッケージが提出され、1989 年に消費税が 3% の税率で導入された。

表1 税収中立とネット減税

(単位:10億円)

1989年度消費税の創設			1994年～97年度増減税一体処理				
減税		増税	減収		増収		
所得税	2,255	課税の適正化等	789	所得税・個人住民税	3,500	消費税率の引き上げ	4,100
相続税・贈与税	697	消費税	4,354	相続税	300	消費税改革	300
法人税	1,521			つなぎ公債の償還財源	500	政府負担の消費税増税分のうち、公債発行によるもの	400
既存間接税の廃止	2,330			社会保障関係	500		
計	6,803	計	5,143	計	4,800	計	4,800
差引減税	1,660			差引減税	0		

(注)消費税率の引き上げ額は政府負担の消費税負担分7,000億円を差し引いた純増収額である。

(出所)石(2012:45)から引用。

ここでは、増減税一体処理の税制改革とは何かについて、表1をもって説明する。表1からわかるように、日本は1989年に消費税を導入した時に、所得税と法人税等の減税が大幅になされ、結果的に1兆円ほどの減税になった。そして、1997年に消費税率は3%から5%に引き上げられたが、それと同時に所得税や住民税等の減税がなされた。その結果、1989年の消費税導入は増税にならず、むしろネット的には減税になり、1997年の消費税率の引き上げは増減税が一体的に処理され、増税額と減税額は相殺され、マクロ上での税収は変わらなかった。この増減税一体処理の税制改革は、日本の租税文化の基盤となり、今日の増税難につながる歴史的な要因である。そして、日本の租税構造の特徴としても挙げられる。

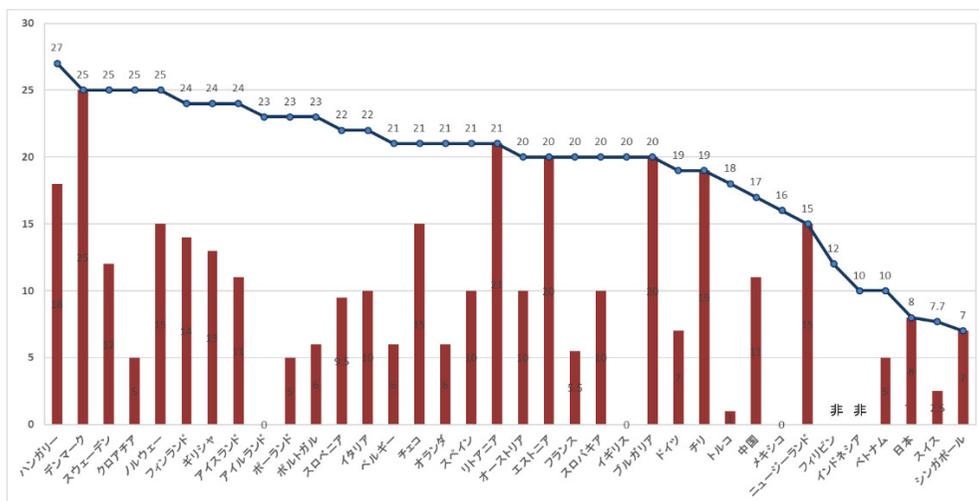
### 3.2 なぜ消費税なのか？

本節の問いを論じる前に、まず日本の消費税率の水準を確認する必要がある。図3は消費税の国際比較であり、折り線がその税率を示している。日本では、消費税と名付けられているが、仕組みとしては付加価値税と同様のため、国際比較の場合、付加価値税の概念を用いる。付加価値税とは、税抜きの上額から税抜きの仕入額を引いた額に税率をかけることを言う。

図3から日本の消費税率は36カ国中、ワースト3位の水準となっている。ヨーロッパでは、平均的に20%くらいの消費税率が適用されている。同じアジアの中国が17%、東南アジアのインドネシアとベトナムが10%となっている。そして、多くの国は低所得者の負担を配慮し、軽減税率を設けていることがわかる。これについてはのちに述べる。

図 3：付加価値税の国際比較

(単位：%)



(注) 折れ線は付加価値税の税率を示し、棒グラフは食料品の適用税率、いわゆる軽減税率を表している。「0」の場合、ゼロ税率が適用される国であり、「非」の記載は、食料品が非課税対象となる国である。

(出所) 日本財務省、欧州連合及び各国政府ホームページより作成。

前述したように、消費税は景気の良し悪しに左右されにくいので、この観点から税源の確保には他の税種より有効である。というのは、景気が良くても悪くても、国民は生活していくうえで必ず消費していくので、消費するたびに消費税がかかるため、税収としては安定的、かつ財源を確保しやすいという利点がある。

次に、消費税はすべての人々に平等に税を課す仕組みを持っており、裕福であろうが、貧乏であろうが、そして所得のあり、無しに関係なく、消費すれば必ず税が課せられる。この状態は、「水平的な公平」と呼ばれる。一方、所得税のように所得に応じて税を課し、累進性の特徴をもっている税種もある。この場合、多く稼げる人には税が多く取られ、そうでない人には少なくともよいという観点から、「垂直的な公平」という状態である。この意味で、消費税率の引き上げは上記の水平的な公平に重視される動きがみられる。

ところで、公平は2つの状態があるのに、なぜ垂直的より水平的な公平を強化する必要があるのだろうか。八塩（2015）によれば、日本の所得税の累進性をスウェーデンの所得税と同じように強化したとしても、入ってくる税収は日本のほうが少ないことが指摘されている。理由は日本の所得税には多くの控除があり、最終的に小さな課税ベースになってしまうからである。さらに深堀すると、富裕層だからこそ節税の手段が利用されやすいという現実がある。例えば、勤労所得と金融所得を分けることによって、勤労所得の計算を小さくしたり、勤労所得を「ふるさと納税」<sup>2)</sup>のような制度を利用して寄附したりすれば、その分が控除されることになる。このような課税システムにおいては、富裕層にも確実に税を課そうとするならば、消費税を選んだほうがより課税逃れを防ぐことができると考えられる。換言すれば、消費税は広く薄く徴税することができるというもう1つのメリットがある。

ところで、消費税の正当性について、諸富（2013）は租税の経済思想から以下のように述べている。ヨーロッパの市民革命によって、それまでの封建社会が崩壊し、王領地収入や封建的貢納がなくなり、私有制の資本主義国家が誕生した。イギリスではこれを機に、家産国家から無産国家へと転換し、結果として租税国家<sup>3)</sup>が成し遂げられた。当時のイギリスは、「内国消費税」と呼ばれる税収で、今の日本の消費税と異なり、すべての商品に対して均一の税率ではなく、個別の商品には異なる税率が設定されていた。現在のヨーロッパで多く採用されている軽減税率（図3の棒グラフ）と似ている。この内国消費税はイギリスの当時の政治家だけではなく、経済理論家からも支持を得ていたようである。理由は次の3つが指摘された。第1に、貧困層への負担軽減である。生活必需品には軽減税率が適用されることによって、貧困者の負担を軽減させることができる。第2に、課税の公平性である。所得税のように直接能力に応じて課税することができないが、軽減税率の導入により、間接的に支払い能力が高い人には課税され、そうでない人には軽減税率が適用される関係で、結果的に所得比例的な課税効果があるとみなされる。第3に、儉約意識の喚起である。消費に税を課すなら、人々は無駄なものを買わなくなるので、貯蓄や投資を促す効果があるとみられる。つまり、消費税は一律の税率を適用することにより、格差を是正せず逆進性<sup>4)</sup>の問題を抱えているが、軽減税率を適用することによ

り、結果的に格差を是正する役割を果たすことになる。

さらに、受益と負担の関係からみても、消費税のほうが優れているように考えられる。所得の多寡と関係なく、どの所得層でも子育て、教育、介護、医療、年金の必要性があるので、そうした基本的なサービスを国民全体で負担しあうことにより、受益者意識が高められ、租税の意義や役割について考えるチャンスを与えるという効果がある。これまでのように低所得者に対して、最初から課税しないように設定すると、租税と公共サービスの対応関係の認識が薄れ、ますます受益と負担のバランスが崩され、結果的に大きな財政赤字を生んでしまうことになる。

したがって、図3で見たように、日本の消費税率は国際的にみると低く、なおかつ消費税の特徴である逆進性に配慮がない。2019年10月に10%に引き上げられる消費税率は軽減税率を導入しているが、キャッシュレス化と同時に進行しようとする狙いには問題があると考えられる。なぜならば、2%に引き上げられる税収はキャッシュレス化の推進を促すため、その一部の財源をまたキャッシュバックされ、この金額の移動は単に左から出されたものを右に戻すというような税制改革になってしまい、純増税のパッケージが大きく縮小する危険性があるからである。一見すると、社会保障のために行われる消費税増税だが、結局、キャッシュレス化の推進による経済成長が狙われることになる。

#### 4. 消費税増税の使い道

既に述べてきたように、1989年に消費税の導入と1997年に消費税率を3%から5%に引き上げた際、他の税目による減税とセットで行われた。言い換えれば、それまでの5%の消費税収は、所得税をはじめ他の税目の減税を可能にした財源となり、勤労納税者に還元したのである。

1990年代に入ると、社会のあり方が大きく変わり、毎年社会保障の財源が圧迫されている。1999年度、予算の使い方を定めた「予算総則」に、消費税の税収を福祉予算に充てることが明記された。そして2012年、長年の自民党政権支配から離れ、日本の現代政治史に残る大きな出来事があった。それは当時の民主党による政権交代である。民主党政権の下で、税制改正が行われ、消費税法に消費税の社会保障財源化が明記され、いわゆる「社会保障・税一体改革」が

提唱された。「社会保障・税一体改革」の下、消費税は5%から今後段階的に10%に引き上げるとの増税法案が成立した。具体的には2014年に消費税率を5%から8%に、そして2015年になると、それを8%から10%に引き上げると法律で定められた。

しかし、2014年になると、自民党による第2次安倍政権が発足し、民主党政権当時の法律通り、消費税率は8%に引き上げたが、それと同時に2015年10月に10%に引き上げる予定の消費税増税を2年後の2017年に延期すると決めた。さらに、2017年になって一度延期した消費税の増税を再度延期と決め、2019年10月に引き上げると安倍政権の下で決定された。

ところで、2014年において、消費税が8%に引き上げられた時は、日本にとって1984年に大規模な法人増税が実施された以来、はじめての純増税であった。つまり、所得税の減税を穴埋めするのではなく、マクロ的な増税となった。その際、初年度の税収は5兆円が見込まれたが、そのうち社会保障の拡充に充てられたのはわずか5,000億円となり、全体の1割しかなかった（井手2017：171）。換言すれば、税負担が10倍になるのに、それによる受益が1倍しか国民に充てず、受益と負担のバランスを著しく崩してしまうことになった。残りの9割は財政赤字を補填し、次世代の負担の付けまわしを軽減すると説明された。

次に、消費税が10%に引き上げる場合、その財源の使い道はどう設定されているのだろうか。政府の説明によると、以前に予定していた充実策の「低所得者の介護保険料軽減」と「低所得者高齢者の暮らしの支援」を加え、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、及び介護人材の待遇改善が追加される。ここでは従来の充実策より、教育の無償化や子育て支援といった基本的なサービスへの拡大を評価したいところだが、表2で示すように、社会保障4経費のうち、ほとんど年金と医療に使われ、残りわずかな財源を介護と子育てに分け、毎年の予算に組み込んでいる。そして、消費税の増税分を社会保障の財源に充当すると定められているが、それでもなお社会保障の財源が不足していることは一目瞭然である。

表 2：社会保障 4 経費における財政確保の推移

(単位：兆円)

	年金	医療	介護	子ども・子育て支援	合計	消費税込 (国分)
2014年	11.4	10.9	2.8	1.9	26.9	11.9
2015年	11.7	11.2	2.8	2.0	27.7	13.3
2016年	11.9	11.3	2.9	2.0	28.2	13.4
2017年	12.1	11.5	3.0	2.1	28.7	13.3
2018年	12.3	11.6	3.1	2.1	29.1	13.6

(注) ①各年度の金額は当初予算額であり、年金の額には年金特例公債に係る償還費約 0.3 兆円が含まれている。

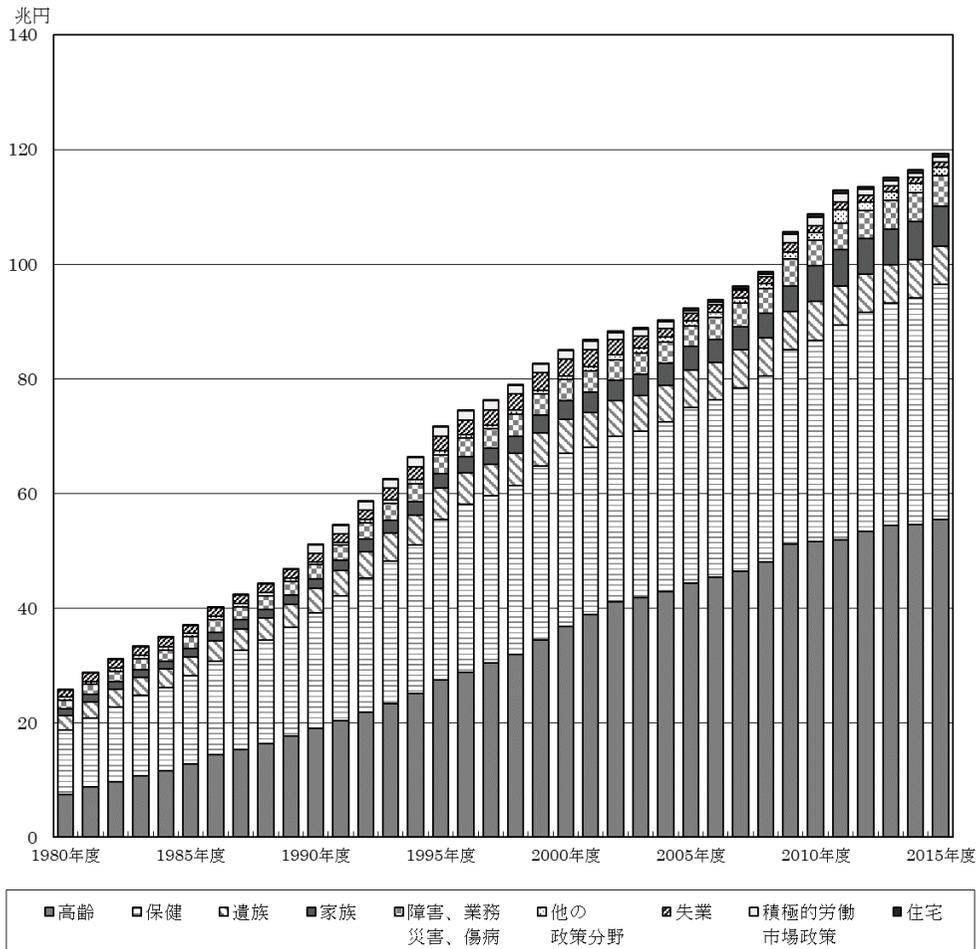
(出所) 財務省「消費税の使途に関する資料」より作成。

超高齢化社会に突入している日本は、必然的に年金、医療の社会保障費が増大するが、ここで年金、医療に偏っている社会支出に注目されたい。社会支出とは、OECD の基準によるものであり、人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付する公的あるいは私的供給とされている。ただし、公的制度による支出のみとし、人々による直接的な財やサービスの購入、個人単位の契約や世帯間の助け合いなどの移転は含まない。ある制度が「社会的」と判断される条件には、その給付に 1 つまたは複数の社会的目的があり、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、または公的な強制力をもってその制度が存在しているかによって判断される。

図 4 から、1980 年度から 2015 年度まで、日本の社会支出は年々拡大していることがみられる。しかしながら、全体的に膨張していく傾向があるなかで、高齢、保健の割合は最も大きく、他の分野の増加分はわずかである。特に、現役世代が必要としている家族手当、失業対策、積極的な労働政策、住宅の支出は、ほぼ変化が見られない。一方で、女性の社会進出により、家族へのサポート、いわゆる子育て支援や親世代の介護への支出が当然必要だと考えられる。1990 年代以降、平成不況の中、失業や積極的な労働政策への支出もやむをえな

いのであろう。しかし、大きく変わった社会に応じた財政のあり方や、財源の使い方は、特に転換しているわけではない。

図 4：日本における政策分野別社会支出の推移



(出所) 厚生労働省データベース。

## 5. おわりに

冒頭で課題設定した日本の租税構造とその特徴をまとめると、まず、これまで日本は消費税を代表とする間接税より、所得税等の直接税のほうにウェイト

を置いてきた。財務省の統計データによると、日本は国税と地方税を合わせた2018年度予算における直間比率<sup>5)</sup>が66：34であり、イギリスの56：44、ドイツの53：47、フランスの55：45と比べて、明らかに直接税の比率が高いのである。既に論じたように、直接税の場合、景気の影響に左右されやすいので、景気が良い時に財源の確保はできるが、平成不況のように長期的に景気が悪くなると、大幅な財源不足に陥る可能性が高い。実は、この点は消費税を導入し、税率を引き上げようとする理由でもある。

次に、1989年に日本はようやく消費税を導入したが、それを所得税や法人税の減税とセットで行い、結果的に減税になってしまった。1997年、消費税率が3%から5%に引き上げられた時には、増減税同額の税制改革が行われた。こうした増減税一体改革は日本の税制改革の大きな特徴である。

さらに、戦後の日本では、増税をしながら人々の生活を支えたり、変えたりするような経験がほとんどなく、増税への抵抗感が強い中、歴史上まれにみる財政赤字を作り出してしまっている。

一言でいうと、日本社会は受益と負担のアンバランスを生じており、それを正すのに当たって、税が負担であることのみが強調されている。他方で、財源不足の中、人々のニーズを対応するために、当然公債を発行する必要があり、一時的に財源を補填する方法が選ばれるわけである。しかしながら、赤字国債を発行して賄われている財源はいずれ返済しなくてはならないので、問題の先送りに過ぎないのである。

最後に、我々はなぜ税を払うかについて、若干言及し終わりにしたい。近年、年金受給の問題が大きく報道され、超高齢化社会の日本では、年金不足が甚だしいことにより、年金だけでは老後生活を賄えないと予測されている。そこで、自分で貯金したほうが良いと考える人は増えているようである。確かに個人の生活設計において、それは1つの方法である。しかし、日々の生活において、我々はあらゆる面に関するリスクやニーズがある中で、貯蓄できるのだろうか。例えば、人生100歳時代と呼ばれる現在、国民皆年金・皆保険制度がない場合、いくら貯蓄すれば良いのだろうか。義務教育はすべて個人や民間に任せてしまうとどうなるのだろうか。道路、公園、水道、ごみ収集、地域の図書館などの公共事業・施設について、民間がやれるものなのか。そもそも採算が合

わない分野について、民間企業はやりたがらない。さらに、もしも貯蓄額が確実に予測できるものだとしても、我々はいつでも元気で働き、貯金できる状況ではないはずである。

上記のような公共サービスを民間市場に任せられないならば、公的部門である国または地方公共団体が役割を果たし、公共サービスを行う必要がある。市場は万能ではないので、個人の自己責任論で片付けようとする、個人や家庭の責任のみが追及され、追い詰められ、限界がくる時に、大きな社会問題になる。重複になるが、医療、教育、子育て、介護、年金といった基本的なサービスは誰でもが必要とし、必要なサービスである。換言すれば、みんなが必要とされるサービスだからこそ、みんなでその財源を負担し合い、租税というものが誕生したのである。税は形式的には一方的に強制的に徴収されているが、実際には痛みを分かち合いながら、助け合っている経路ともなっていることを忘れてはならない。

#### 注

- 1) 詳細について、宋（2016）の博士論文を参照されたい。
- 2) ふるさと納税とは、自分のふるさとや応援したい各都道府県・市区町村の自治体に寄附ができる制度である。寄附金は地方の一般財源となり、自由に使い道を決められる。他方、寄附者は寄附した金額のうち、個人負担が2,000円とし、残りの金額が租税控除の対象となる。そして、そもそもふるさと納税ができるのは、金銭的に余裕がある所得者層であるし、かつ複数の地方自治体にふるさと納税が行われた場合、2番目以降について、寄附者は既に2,000円を負担しているため、寄附金の全額が税控除の対象となる。詳細は宋（2019）を参照されたい。
- 3) 家産国家とは、封建社会のように国がすべての財産を所有している国家のこと。反対に、資本主義のように、国は基本的に財産を持たず、私有制を通じて財産を個人に分配する国家のことを無産国家という。無産国家になると、公共サービスを提供する財源の確保ができなくなる。そのため、みんなから出し合う貨幣が求められ、租税の誕生となり、租税国家が生まれたのである。
- 4) 同じ税率が課されるとしても、実際に低所得者と高所得者の間では、収入が異なる分、税負担の重みが異なるので、結果的に低所得者の負担が強いられてしまうという消費税

の特徴を指す。

- 5) 直間比率とは直接税と間接税の割合を指す。国税の直間比率はおよそ直接税が6割、間接税が4割。地方税の場合は直接税が8割、間接税が2割の構成となっている。

#### 参考文献

- 井手英策 (2017) 『財政から読みとく日本社会—君たちの未来のために』岩波ジュニア新書
- 井手英策 (2018) 『幸福の増税論—財政はだれのために』岩波新書 (新赤版)
- 石弘光 (2012) 『増税時代—われわれは、どう向け合うべきか』ちくま新書
- 八塩裕之 (2015) 「日本の勤労所得税の実態—スウェーデンとの比較をもとに」『会計検査研究』No. 52、pp. 27-44
- 諸富徹 (2013) 『私たちはなぜ税金を納めるのか—租税の経済思想史』新潮選書
- 宋宇 (2016) 「小泉政権期における財政再建策の分析」(博士論文) 横浜国立大学大学院
- 宋宇 (2019) 「ふるさと納税と地方経済の振興をめぐって」『地域活性化研究センター年報』第3巻、pp. 99-106、帝京大学地域活性化研究センター